

接骨院・整骨院（柔道整復師）の施術を受ける場合の注意事項

1. 整骨院や接骨院等の「柔道整復師」の施術を受ける場合、後期高齢者医療被保険者証を使える場合と使えない場合があります。

①被保険者証が使えるもの

骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合に保険の対象になります。

なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

②被保険者証が使えないもの

単なる肩こり、腰痛などに対する施術は保険の対象になりません。

このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

※その他の被保険者証が使えない例

- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療。
- ・他の医療機関で治療中の同部位について、同時期に施術を受ける場合。
- ・あんま・マッサージ代替りの利用。 等々

2. 施術を受ける場合の注意事項

①どのような原因で負傷したのか、正しく伝えましょう。

また、交通事故などの第三者の行為によって負傷した場合はお住まいの市（区）町の担当窓口へ連絡してください。

②「療養費支給申請書」は接骨院や整骨院等が施術を受けた本人に代わって療養費を保険者に請求するための重要な書類です。

記載されている内容を確認し、必ず自分で署名・押印しましょう。

③領収書を必ずもらいましょう。

また、領収書は医療費控除を受ける場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

3. 医療機関や施術所に保険で受診した場合、後日、医療費をお知らせする通知が届きます。

肩こりや腰痛で受診したにもかかわらず記載がある場合や、実際に通院した日数や支払った金額が異なる場合は、医療費のお知らせに記載してある問い合わせ先へご連絡ください。